

平成 27 年 3 月 23 日

県営建設工事競争入札における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いの一部改正について

復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興 J V」という。）について、県営建設工事競争入札における取扱いを下記のとおり一部改定することとしたのでお知らせします。

改定部分は、**ゴシック字**です。

記

1 入札参加資格の取扱い

復興 J Vの入札参加資格に係る取扱いは別紙のとおりとし、復興 J Vの参加を認める場合は入札公告に以下のとおり明示します。

4 入札参加資格

(○) 本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興 J V」という。）の参加を認める工事であり、その取扱いについては、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準のとおりとする。なお、復興 J Vの構成員は、他の共同企業体の構成員及び単者として本件入札に重複して参加することはできないこと。

※取扱基準は、岩手県電子入札システムホームページの「入札説明書 入札条件等」において示します。

参考：復旧・復興建設工事共同企業体取扱要領（平成24年7月30日建技第261号）抜粋

(対象工事)

第2 復旧・復興建設工事共同企業体により請け負うことができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域（二戸地域振興センターの所管区域を除く。）において施工する工事であること。
- (2) 東日本大震災津波に係る復旧・復興を目的とする工事であること。
- (3) 特定共同企業体のみを入札参加の対象とする工事でないこと。
- (4) 工事所管課において工事の施工管理上、復旧・復興建設工事共同企業体による施工が不相当と判断する工事でないこと。
- (5) 予定価格が2千5百万円以上であること。
- (6) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の対象となる工事でないこと。

2 総合評価落札方式における技術提案評価項目 A の取扱い

配置予定技術者の要件に係る評価項目は、専任で配置する技術者の実績で評価する（専任を求めない工事では構成員のいずれかの実績で評価する。）。それ以外の評価項目は、構成員のいずれかの実績で評価する。

ただし、評価項目ケ（災害復旧工事用の場合は、評価項目キ）は、構成員に県外企業が含まれる場合、評価点を0.5点とする。

3 適用時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告する工事から適用する。同日前に公告を行う工事については、なお従前の例による。

復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準

1 趣旨

入札公告において、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の参加を認めている場合は、本基準に基づき取扱うものとする。

2 入札参加資格

(1) 登録業種・格付

入札公告に示す県営建設工事競争入札資格者名簿の業種及び格付に、復興JVとして登録されている者であること。

(2) 営業所の所在地

入札公告において、振興局等の区域に主たる営業所（建設業法第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所。以下同じ。）を有することとしている場合は、当該区域に代表者の主たる営業所を有すること。

(3) 企業の施工実績

入札公告において、企業の施工実績を有することとしている場合は、復興JVの構成員のうち1者が当該施工実績を有していること。

(4) 主任技術者又は監理技術者

ア 入札公告において、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとしている場合は、復興JVの構成員全てが主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、共同施工の場合は、復興JVの構成員のうち1者が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるとし、他の構成員の配置する主任技術者又は監理技術者は、専任は要しない。

イ 入札公告において、資格を有すること（例：一級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。）、施工経験を有することとしている場合は、専任で配置する主任技術者又は監理技術者のうち1人が入札公告に示す要件を満たすこと。なお、入札公告において専任で配置できることとしていない場合は、配置する主任技術者又は監理技術者のうち1人が入札公告に示す要件を満たすこと。

ウ 入札公告において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有することとしている場合は、**監理技術者として配置するものが資格を有すること。また、特定建設業の許可を有している構成員が配置すること。**

エ 入札公告において示している雇用の状況については、復興JVの構成員全てが満たすこと。

(5) 特定建設業の許可

入札公告において、特定建設業の許可を有していることとしている場合は、復興JVの構成員のうち1者が当該許可を有していること。

3 混合入札対象工事における入札参加資格の取扱い

特定共同企業体又は単者での入札参加を認めている混合入札対象工事においては、単者に求めている入札参加資格について、2に基づき満たしていること。

4 開札後の資格審査における取扱い

資格審査時に提出する入札参加資格確認調書（様式第9号）は、各構成員ごとに提出すること。なお、専任で配置する主任技術者又は監理技術者については、技術者氏名記載欄に専任配置である旨記載すること（例：技術者氏名 〇〇〇〇（専任配置））。

5 配置技術者の増員について

予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって復興JVと契約する場合は、主任（監理）技術者とは別に、入札公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下、「増員配置技術者」という。）を、構成員のいずれかから専任で1名現場に配置することとします。なお、増員配置技術者が現場代理人を兼務することは認めない。